

福岡県公報

令和 3 年 12 月 3 日
第 255 号

目 次

告 示 (第967号 - 第974号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 1
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 4
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- ### 公 告
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 4
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
 - 介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の指定 (介護保険課) 6
 - 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) 6
 - 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 6
 - 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) 8
 - 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (砂 防 課) 11

- 令和3年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表 (工業保安課) 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 11
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 11
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 11

雑 報

- 令和4年測量士・測量士補試験の実施 (県土整備総務課) 12

告 示

福岡県告示第967号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般国道	211号	前	嘉麻市桑野944先から 嘉麻市桑野936番1先まで	12.2 ～ 25.0	26.7
			後	嘉麻市桑野944先から 嘉麻市桑野936番1先まで	13.2 ～ 25.0	26.7

福岡県告示第968号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。))の規定により次のように

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
[作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

告示する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
宰生112	ゆうゆうクリニック	太宰府市五条二丁目11-3	R3・10・1
春生189	いのうえ内科	春日市下白水北七丁目13-1	R3・11・1
糸島地生128	田中医院	糸島市高田四丁目18-16	R3・4・1
糸島地生129	はしもと整形外科クリニック	糸島市志摩津和埼67志摩クリニックビル2階	R3・10・1
糸島地生130	ちばな内科・心臓血管クリニック	糸島市前原西四丁目7-16	R3・10・1
像生歯82	宗像ホーム歯科	宗像市栄町3-4三栄ビル2階	R3・11・1
那珂生歯6	園田デンタルクリニック	那珂川市松木二丁目49	R3・10・5
田生歯101	はるかデンタルクリニック	田川市大字楠66-3	R3・11・1
嘉麻生歯33	いた歯科クリニック	嘉麻市飯田200	R3・11・1
春生薬79	野間薬局下白水北店	春日市下白水北七丁目14-1	R3・11・1
筑紫生歯90	株式会社大賀薬局 二日市中央店	筑紫野市二日市中央三丁目6-6大田ビル1F	R3・11・1
大生薬202	いままち薬局	大牟田市大字田隈368-5	R3・11・1
春生訪11	星見ヶ丘訪問看護ステーション	春日市星見ヶ丘二丁目55-21	R3・10・1
飯生訪29	訪問看護ステーションいろは	飯塚市椋本594番地82	R3・11・1
中生訪5	すずらん訪問看護ステーション	中間市岩瀬西町55番5号	R3・9・1
行生訪20	訪問看護ステーション 心の駅	行橋市大字流末1277番地3	R3・11・1

福岡県告示第969号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた

場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
宰生111	ゆうゆうクリニック	太宰府市五条二丁目11-3	R3・9・30
小生21	仏坂内科医院	小郡市三沢4225-28	R3・9・30
大生462	新栄駅前クリニック	大牟田市新栄町9-4	R3・9・30
直生96	山名眼科診療所	直方市津田町11番27号	R3・9・28
直生154	みずほ内科・歯科クリニック	直方市大字上境291-1	R3・9・1
糸島地生74	田中内科・小児科医院	糸島市高田四丁目18-16	R3・3・31
糸島地生76	知花医院	糸島市前原西四丁目7-16	R3・9・30
嘉麻生歯27	医療法人社団プラタナス会いた歯科クリニック	嘉麻市飯田200	R3・9・30
大生薬174	田隈そよ風調剤薬局	大牟田市大字田隈826-5	R3・9・30
嘉麻生訪10	訪問看護ステーションゆたか	嘉麻市鴨生532	R3・10・31

福岡県告示第970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
春生169	くろつち福岡春日リハビリテーションクリニック	春桜会リハビリテーションクリニック	春日市星見ヶ丘二丁目55番20	R3・10・1
飯生279	医療法人 麻生耳鼻咽喉科医院	医療法人A・M・G 麻生耳鼻咽喉科クリニック	飯塚市堀池254-2	R3・7・7
直生歯80	みずほ内科・歯科クリニック	MI Z U H O デンタルクリニック	直方市大字永満寺2536-2	R3・9・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生歯73	むらさき歯科	筑紫野市二日市中央二丁目12-8	筑紫野市二日市中央二丁目10番18号	R3・7・26
北筑後生歯5	森山歯科クリニック	朝倉郡筑前町松延680番地2	朝倉郡筑前町篠隈355番地2	R3・8・30
直生歯80	MI Z U H O デンタルクリニック	直方市大字上境291-1	直方市大字永満寺2536-2	R3・9・1
飯生薬131	有限会社つくし薬局 穂波店	飯塚市楽市132-1	飯塚市楽市132番地6	R3・9・3
嘉鞍生訪1	くらて病院訪問看護ステーション	鞍手郡鞍手町大字中山2425-9	鞍手郡鞍手町大字小牧2226番地2	R3・10・1

福岡県告示第971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
------	--------	---------	-------

筑紫生マ42	溝上 直樹 (keirow筑紫野ステーション)	筑紫野市桜台二丁目21-8エトウビル1号	R3・10・1
筑紫生マ43	楢木 直人 (keirow筑紫野ステーション)	筑紫野市桜台二丁目21-8エトウビル1号	R3・10・1
筑紫生マ44	古賀 美咲 (keirow筑紫野ステーション)	筑紫野市桜台二丁目21-8エトウビル1号	R3・10・1
糸島地生マ33	秀島 靖幸 (ひでしま靖幸)	糸島市前原駅南二丁目13-25	R3・11・1
粕生マ48	縫村 圭介 (治療リハみみ)	糟屋郡新宮町大字湊36-19セピアハイツII204	R3・10・1
飯生柔123	肘井 隆昇 (Sora整骨院)	飯塚市鯉田2356-10	R3・10・1
飯生柔124	田村 広樹 (ダブル鍼灸整骨院)	飯塚市忠隈109-4	R3・10・28
粕生柔208	高木 秀樹 (高木整骨院)	糟屋郡志免町大字南里1-1-17	R3・10・1
嘉鞍生柔10	佐伯 祐昨 (さえき整骨院)	鞍手郡鞍手町大字中山2263-30 ジョイフルマタケD1号	R3・9・7
飯生はき32	田村 広樹 (ダブル鍼灸整骨院)	飯塚市忠隈109-4	R3・10・28
中生はき9	秋永 陽香 (鍼灸訪問治療赤ざる)	中間市東中間一丁目3-7	R3・11・1
筑紫生はき30	溝上 直樹 (keirow筑紫野ステーション)	筑紫野市桜台二丁目21-8エトウビル1号	R3・10・1
筑紫生はき31	古賀 美咲 (keirow筑紫野ステーション)	筑紫野市桜台二丁目21-8エトウビル1号	R3・10・1
春生はき9	岩谷 絃大 (SMILE CARE鍼灸院)	春日市大字上白水8-2-303号	R3・9・16
糸島地生はき10	秀島 靖幸 (ひでしま靖幸)	糸島市前原駅南二丁目13-25	R3・11・1
粕生はき31	縫村 圭介 (治療リハみみ)	糟屋郡新宮町大字湊36-19セピアハイツII204	R3・10・1
粕生はき32	穂坂 弘道 (弘生堂鍼灸院)	糟屋郡粕屋町長者原東一丁目10-20	R3・9・1
粕生はき33	飯尾 将也 (スマイル治療院)	糟屋郡粕屋町大字酒殿4-9-6	R3・9・1
粕生はき34	古川 浩一朗 (スマイル治療院)	糟屋郡粕屋町大字酒殿4-9-6	R3・9・1
粕生はき35	姫野 崇 (スマイル治療院)	糟屋郡粕屋町大字酒殿4-9-6	R3・9・1

粕生はき36	松尾 勇佑 (スマイル治療院)	糟屋郡粕屋町大字酒殿 4 - 9 - 6	R 3 ・ 9 ・ 1
--------	-----------------	----------------------	-------------

福岡県告示第972号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
糸島地生マ32	秀島 靖幸（ひでしま靖幸）	糸島市波多江駅南二丁目14-8	R 3 ・ 10 ・ 31
中生はき6	児玉 誠二（鍼灸訪問治療 赤ざる）	中間市東中間一丁目3-7	R 3 ・ 10 ・ 31

福岡県告示第973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	-----------	-------	------------	-----	---------------	---------------

那 珂 県 道	那珂川 大野城 線	前	那珂川市後野二丁目34番2先から 那珂川市松原二丁目580番4先まで	16.0 ～ 44.0	1609.0
		後	那珂川市後野二丁目34番2先から 那珂川市松原二丁目580番4先まで	16.0 ～ 44.0	

福岡県告示第974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年12月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	那珂川 大野城 線	那珂川市仲三丁目523番1先から 那珂川市仲二丁目393番4先まで

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所に於いて縦覧に供する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 3 年 11 月 18 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス赤池店
 (2) 所在地 田川郡福智町赤池948番 1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 3 年 11 月 11 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
ダイソーくりえいと宗像店、ザ・シューズくりえいと宗像店 宗像市くりえいと二丁目2番1号外	ダイソーくりえいと宗像店、リバップくりえいと宗像店 宗像市くりえいと二丁目2番1号外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社くりえいと 代表取締役 中富 清太 宗像市くりえいと二丁目3番1号外1者	株式会社くりえいと 代表取締役 安成 信次 宗像市くりえいと二丁目3番1号外1者

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条町吉行字向1番地の60外1者	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条町吉行東一丁目4番14号外1者

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 3 年 12 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字長音寺字昭和 8 番 1、8 番 5、12 番 1、12 番 3 から 12 番 7 まで、13 番 1、13 番 3、14 番 1、15 番 1、15 番 2 及び 16 番 1 から 16 番 3 まで並びに大字延永字ウジシマ910番1、910番5、912番1、912番3、916番1、916番4及び916番7、字フカマチ917番1、917番5、917番6、920番1、921番1、922番1、923番1、字ショボラ1006番1、1006番3の一部、1006番4、1008番1、1008番4の一部、1008番5、1008番6、1009番1、1009番4の一部、1009番5から1009番8まで、1010番1、1011番1、1012番1、1012番3、1012番4、字八反田1020番3、1020番4、1026番2の一部、1026番3、1027番3の一部、1027番4、1028番1の一部、1030番の一部、字森ノ木1090番2の一部、1090番3の一部、1090番4、1097番2の一部、1098番2の一部、1098番3の一部及び1098番4並びに大字吉国字神出694番6の一部及び694番7の一部並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市東区矢賀新町五丁目7番4

株式会社ロジコム

代表取締役 大上 正人

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩芥屋字芥屋224番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区大字吉武832番14
荒木 健

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の6第1号の規定により次のように公示する。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

事務所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指 定 年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
Life Factory株式会社 福岡市早良区野芥六丁目23番20号	Life Factory株式会社 福岡市早良区野芥六丁目23番20号	西田 美香 昭和54年10月10日 福岡市早良区野芥六丁目23番20号 Life Factory株式会社 代表取締役	令和3年12月1日	要介護認定調査事務	無

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、令和3年12月3日から同年12月17日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
筑豊広域都市計画道路3・4・38-6号中央団地川宮線の変更
- 都市計画を変更する土地の区域
田川市大字奈良の一部
- 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
田川市建設経済部都市計画課

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
令和3年度特別支援学校生徒実習用パソコン等賃貸借
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定

の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和3年12月8日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年12月3日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和3年度特別支援学校生徒実習用パソコン等賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年1月6日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA・A
05	02	電気通信機器	AA・A
13	08	リース・レンタル	AA・A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和3年12月22日（水曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者
- ・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先
福岡県教育庁教育総務部施設課
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）
（FAX） 092-641-2934
- なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）
（FAX） 092-641-2934
- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和3年12月3日（金曜日）から令和3年12月14日（火曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。（ただし、令和3年12月14日（火曜日）のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。）。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年1月6日（木曜日）午前10時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

令和4年1月6日（木曜日）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又

は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する
こと。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と
するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加
わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達し
ない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停
止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者
がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失
うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に
くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう
ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入
札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
と。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら
れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した
福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ
（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手
続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県
の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing of computers and related equipments for special needs education in
Reiwa 3rd year
- (2) Time Limit of Tender :
10:00 AM on January 6, 2022
- (3) Contact Point for the Notice : Facilities Management Division, Fukuoka

Prefectural Office

7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8575, Japan

TEL 092-643-3880

公告

福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和 3 年 12 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 3 年 12 月 3 日から令和 4 年 1 月 3 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県県土整備部砂防課に備え置きます。

公告

令和 3 年度砂利採取業務主任者試験（令和 3 年 11 月 12 日実施）の合格者を次のように発表する。

令和 3 年 12 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

1、2

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 12 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
筑後市大字常用	令和 3 年 11 月 15 日から 令和 4 年 1 月 31 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 12 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3 級基準点測量、G N S S 水準測量、3 級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
那珂川市大字西畑	令和 3 年 11 月 29 日から 令和 4 年 3 月 1 日まで

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 12 月 3 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量、数値地形図作成（レベル 1000））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	実施期間
京都郡みやこ町～行橋市	令和3年9月17日

雑報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

令和4年測量士・測量士補試験の実施

(1) 試験日時

測量士試験

令和4年5月15日（日）

午前10時から午後4時まで

（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）

測量士補試験

令和4年5月15日（日）

午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 試験地

北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県

なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣府県に試験地を変更又は追加する場合があります。

(3) 願書受付期間

令和4年1月5日（水）から1月28日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）

ただし、郵送の場合は1月28日（金）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便の場合は1月28日（金）までに必着とする。）

(4) 願書受付場所

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 国土地理院総務部総務課 試験登録係
(5) 受験願書用紙等の交付

受験願書用紙及び受験案内は、令和4年1月5日（水）から、次の場所において交付する。

郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。

ただし、都道府県の土木関係部局の主務課では郵送の取扱いはしない。

○国土地理院

（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）

○国土地理院北海道地方測量部

（〒060-0808 札幌市北区北8条西二丁目1番1号 札幌第1合同庁舎）

○国土地理院東北地方測量部

（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪一丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）

○国土地理院関東地方測量部

（〒102-0074 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎）

○国土地理院北陸地方測量部

（〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎）

○国土地理院中部地方測量部

（〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館）

○国土地理院近畿地方測量部

（〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館）

○国土地理院中国地方測量部

（〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館）

○国土地理院四国地方測量部

（〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎）

○国土地理院九州地方測量部

（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東二丁目11番1号 福岡合同庁舎）

○国土地理院沖縄支所

(〒900-0022 那覇市樋川一丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎)

○各都道府県の土木関係部局の主務課

○公益社団法人日本測量協会本部及び各支部

(〒113-0001 東京都文京区小石川一丁目5番1号 パークコート文京小石川
ザ タワー 5階)

(6) 試験手数料

測量士試験 4,250円 測量士補試験 2,850円

(7) 合格発表及び通知

令和4年7月5日(火) 国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の
受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果(合否)を通知する。

また、国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

(8) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課 試験登録係

TEL 029-864-8214,8248